

令和4年度 第2回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和5年2月22日(水) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室

日 程

1 会長あいさつ

2 議 事

- (1) 報告 1 相談支援部会からの報告
- (2) 報告 2 子ども支援部会からの報告
- (3) 議題 1 第 4 次香美市障害者計画・第 7 期香美市障害福祉計画・
第 3 期香美市障害児福祉計画の策定について

3 その他

4 副会長あいさつ

報告1 相談支援部会からの報告

1 開催状況

- 4月27日 参加機関の人事異動や取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
本年度の相談支援部会の日程や協議内容についての意見交換
－個別ケースの情報共有についての在り方
－開催頻度は前年度同様2か月毎
－地域課題と思われることを各関係機関が持ち寄り意見交換
- 6月15日 参加機関の取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
「社会福祉法人佛子園について」
－地域密着型福祉施設の取り組み
- 8月17日 参加機関の取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
重層的支援体制整備事業について意見交換
－事業説明及び黒潮町の取組事例
- 10月19日 参加機関の取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
香美市の重層的支援体制整備事業について意見交換
- 12月21日 参加機関の取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
農福連携について意見交換
－県の取組説明及び南国市・香南市の活動紹介
－来年度取組の検討にあたり関係機関と意見交換
- 2月15日 参加機関の取組状況についての情報交換
新型コロナウイルス感染症に係る情報共有
来年度の相談支援部会の日程や協議内容について意見交換
－各専門部会、計画策定部会と併せて開催を調整

2 今後の方針

引き続き本会の中で浮かび上がってきた課題を各専門部会の中で検討し、提案された対策の検証や周知実行を軸に活動していく予定です。

報告2 子ども支援部会からの報告

1 開催状況

- 5月17日 放課後等デイサービスについて、各機関が他機関に期待することを軸に課題整理
－預かり支援ではなく、療育の場であることを保護者が認識できていない
「事業所への要望が過大で対応が困難」「適切な利用量でない」などの課題
－教員間での情報共有が課題（個々の情報まで共有できていない）
－必要性の低い児童を地域移行できない
- 7月15日 放課後等デイサービス事業所と学童との情報交換
学童の体制及び現在の利用者数、待機者数を説明
－利用希望者の増加により、常に待機者がいる
－個々への対応や支援の基準が整備されておらず、支援上での課題あり
－学年に応じた支援となるため、個々の特性に応じた支援が困難
－各学校とは定例会で情報共有を行っている
まずは、部会内で支援者同士の情報共有をしながら手立てを模索していく
- 9月20日 児童発達支援について、各機関が他機関に期待することを軸に課題整理
－支援者間での利用児童の情報共有が課題
就学時には放課後等デイサービス事業所や学校に支援内容を共有
- 1月17日 各支援の課題を整理し、保育士、教員向けの手引きを作成
－手引き（案）について意見交換
来年度の子ども支援部会の協議内容について意見交換
－引き続き重症心身障害、医療的ケア児について情報共有
－発達障害児への支援体制を検討
- 3月8日 手引きの完成
－手引きを活用したサービスの周知方法を検討
来年度子ども支援部会の日程や協議内容について意見交換

2 今後の方針

作成した手引きを活用して、改めて障害児通所支援を保育士、教員等に周知していきます。併せて、支援者間の理解を深め、連携して適切な利用を促していきます。

また、発達障害児への支援については、学童期から成人期への繋ぎの支援体制が課題となっております。今後は、香美市発達障害児等支援体制整備事業連絡会と連携しながら検討していきます。

議案1

第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画の策定について

1 趣旨

令和5年度は、第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画の策定年度にあたります。下記3にある行程で策定していきたい。計画策定部会の構成員については、国の基本指針を参考に事務局にて選定することとしたい。

2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 策定根拠

ア 第4次香美市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」

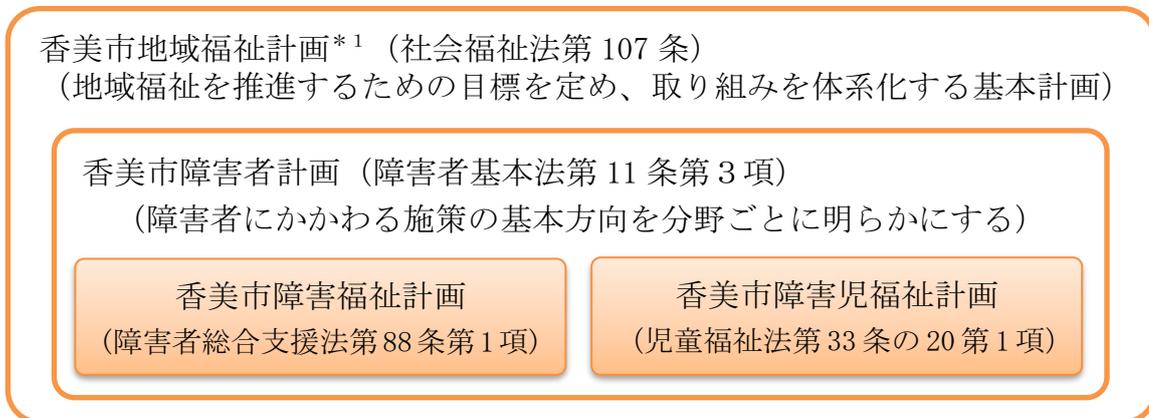
イ 第7期香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定された「市町村障害福祉計画」

ウ 第3期香美市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図1-1：各計画の位置づけ



* 1：地域福祉計画推進委員会において策定される

(2) 計画期間

- ア 第4次香美市障害者計画
令和6年度から令和11年度までの6年間
- イ 第7期香美市障害福祉計画
令和6年度から令和8年度までの3年間（又は令和11年度までの6年間）
- ウ 第3期香美市障害児福祉計画
令和6年度から令和8年度までの3年間（又は令和11年度までの6年間）

表1-1：各計画の計画期間

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
地域福祉計画	H30 から	3期	→	→	→	→	4期	→	→
障害者計画	H30 から	→	4次	→	→	→	→	→	5次
障害福祉計画	H30 から	→	7期	→	→	(8期)	→	→	(9期)
障害児福祉計画	H30 から	→	3期	→	→	(4期)	→	→	(5期)

3 計画策定に向けての行程

3月 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画における国の基本指針が示される

- 3月 第1回香美市障害者自立支援協議会計画策定部会（以下「計画策定部会」という。）開催
- －第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画における国の基本指針の説明
 - －第4次障害者計画策定の概要を確認
 - －第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定の方向性の検討
 - －市民アンケートの項目の検討
 - －委託業務について検討

4月 市民アンケートの発送

- 5月 市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）
- －高知県の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明
 - －サービス利用量の見込み等のヒアリングや全体スケジュールの説明

- 6月 計画策定業務委託先事業所との契約
- －4月から5月にかけて、入札又はプロポーザルにて委託先事業者を選定

- 7月 第2回計画策定部会開催
- －高知県の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明
 - －第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定の方向性の検討
 - －ヒアリングの実施について検討

- 8月 令和5年度第1回自立支援協議会全体会の開催
－令和4年度 各種報告
－第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗について報告
－第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定の概要確認、方向性の検討

第1回市町村ヒアリング（高知県実施）
－サービス利用量の見込み等のヒアリング

- 9月 第3回計画策定部会開催
－ヒアリングの実施結果について検討
－計画素案の協議

- 10月 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に関する説明会（高知県主催）
－高知県の第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の基本的な考え方の説明
－サービス利用量の見込み、成果目標の説明

- 11月 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）
－サービス利用量の見込み等のヒアリング

サービス利用量の見込み、成果目標の確定

- 12月 第4回計画策定部会開催
－第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画素案の協議

令和5年度第2回自立支援協議会全体会の開催
－第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定の経緯報告
－第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画素案の説明

- 1月 パブリックコメント（～3月）

- 3月 令和5年度第3回自立支援協議会全体会の開催
－第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画案の説明